三　法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法	三　法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二条の五第二項、第二条の七、第三条第二項及び第三項、第五条第三項第三号及び第五項、第六条第一号、第七条第一項第十三号、第二十二条並びに第二十六条第一項第七号、第四項及び第五項の規定並びに同令第一号様式から第六号様式までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（附則第四条及び第五条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等について適用し、施行日前に開始した改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（附則第四条及び第五条において「旧金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第一号様式から第四号様式までは、施行日以後に開始する上場株券等（金融商品取引法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条において同じ。）の買付け等（同法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この府令の施行の際における第三条の規定による改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（次条及び附則第六条において「新令」という。）第四条第六号、第五条又は第五条の二の規定を適用して計算する新金融商品取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合（以下この条において「新株券等保有割合」という。）とこの府令の施行の際に第三条の規定による改正前の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第四条第六号、第五条又は第五条の二の規定を適用した場合において旧金融商品取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合となるべき割合（以下この条において「旧株券等保有割合」という。）が異なる場合は、この府令の施行の際に新株券等保有割合と旧株券等保有割合との差に相当する割合の新株券等保有割合が増加又は減少をしたものとみなす。

第五条　株券等（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の保有者（旧金融商品取引法第二十七条の二十三第三項に規定する保有者をいう。以下この条において同じ。）と当該株券等の発行者（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する発行者をいう。）が発行する株券等の他の保有者（この府令の施行の際現に旧金融商品取引法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者（同条第六項の規定により共同保有者とみなされる者を含む。）である者を除く。）が、この府令の施行の際現に新令第五条の三各号（第一号を除く。）に掲げる関係にある場合には、この府令の施行の時に当該他の保有者が当該保有者の新金融商品取引法第二十七条の二十三第六項の規定により同条第五項に規定する共同保有者とみなされる者になったものとみなす。ただし、同条第六項ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

第六条　施行日前に次の各号に掲げる規定により当該各号に定める書類を提出しなければならないこととなった場合における当該書類の提出については、新令第九条の二、第十三条第三号及び第十六条第四号の規定並びに新令第一号様式から第三号様式までにかかわらず、なお従前の例による。

一　金融商品取引法第二十七条の二十三第一項　同項に規定する大量保有報告書

二　金融商品取引法第二十七条の二十五第一項　同項に規定する変更報告書

三　金融商品取引法第二十七条の二十六第一項　同項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

四　金融商品取引法第二十七条の二十六第二項　同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

五　金融商品取引法第二十七条の二十六第四項　同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

六　金融商品取引法第二十七条の二十六第五項　同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。